

地域療育センターの指定管理者の指定について

1 趣旨

東部、中部、南部の各地域療育センター（以下、「東部地域療育センター等3か所」という。）の指定管理業務を行っていた法人が合併するため、事業を継承する法人を指定管理者として、指定します。

2 指定管理法人の合併の経緯

東部地域療育センター等3か所の指定管理者である「社会福祉法人青い鳥」は、平成24年4月に、「社会福祉法人新生会」と合併のうえ解散し、新生会が存続法人となります。ただし、新生会は合併後の法人名称を「社会福祉法人青い鳥」に変更する予定となっています。

- 平成23年9月9日 「社会福祉法人青い鳥」と「社会福祉法人新生会」が、神奈川県知事に合併申請

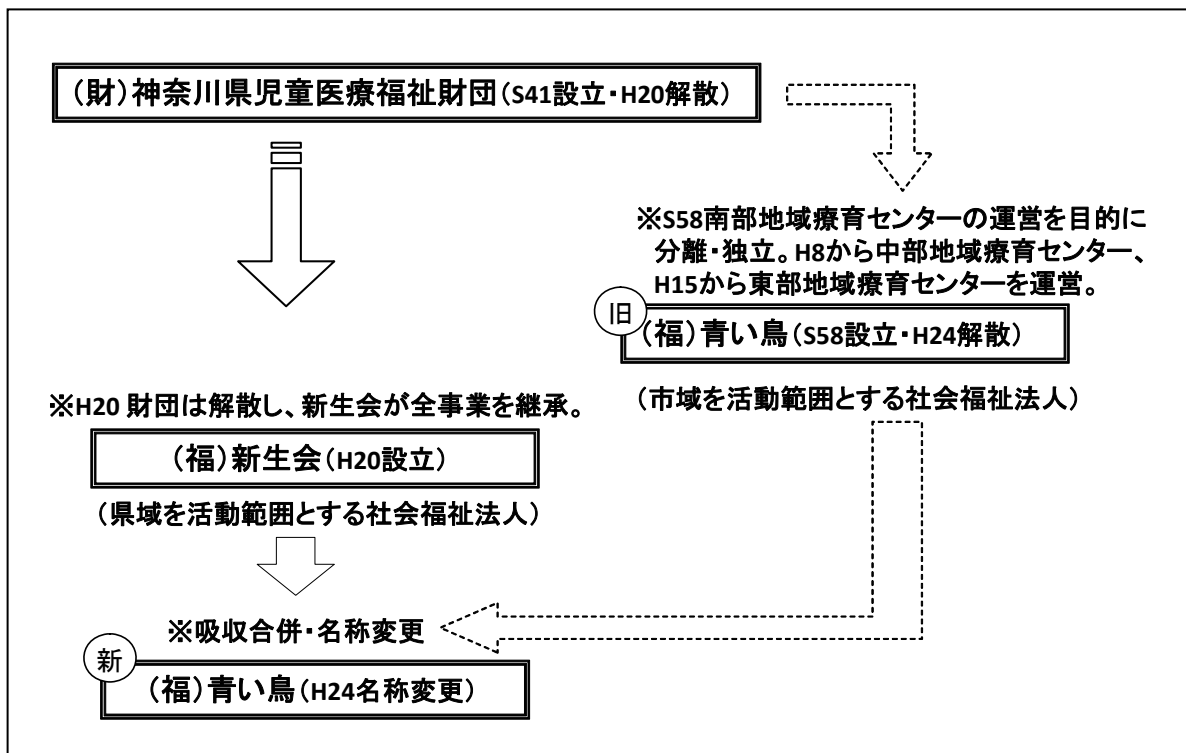
- 同年12月5日 神奈川県知事が合併認可

※これまで行っていた事業は、すべて合併後の「社会福祉法人青い鳥」が継承

【両法人の概要】

法人名	代表者	所在地	指定管理施設
社会福祉法人青い鳥	理事長 飯田 進	神奈川県西神奈川一丁目9番地の1	<ul style="list-style-type: none"> 東部地域療育センター 中部地域療育センター 南部地域療育センター 清水ヶ丘地域ケアプラザ（南区所管）
社会福祉法人新生会	同上	同上	<ul style="list-style-type: none"> 港南区精神障害者生活支援センター（健康福祉局所管） 横須賀市療育相談センター

【両法人の変遷】



3 法人合併による本市の対応

(1) 指定管理者の指定について

法人合併により、現在の指定管理者の法人格が変更されるため、東部地域療育センター等3か所について、指定期間満了までの残存期間（合併の効力が生ずる日～平成26年3月31日）の施設運営を行う指定管理者を選定し、再度、議会の議決を経て、指定する必要があります。

(2) 非公募による選定理由について

現在の運営法人である「社会福祉法人青い鳥」から、合併後の運営法人である「社会福祉法人新生会」（合併後の法人名称は「社会福祉法人青い鳥」）への法人合併による事業移管において、職員の雇用や施設運営体制について実質的に変動がなく、運営実態の継承及び事業の同一性が保たれていることを確認しました。

このため、横浜市地域療育センター条例第7条第2項の規定により「特別の事情があると認める場合」として、非公募により、東部地域療育センター等3か所の指定管理者（残存指定期間 合併の効力が生ずる日～平成26年3月31日）として、合併後の新法人である「社会福祉法人青い鳥」を選定しました。

【参考】

① 横浜市地域療育センター条例

第7条第2項（指定管理者の指定等）

市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、規則で定めるところにより公募するものとする。

② 横浜市指定管理者制度運用ガイドライン

法人格等変更時の再指定

指定管理者として指定されたのちに、団体の合併やNPO等の法人格取得または公益法人改革関連3法への対応等によって、団体の法人格に変更が加えられた場合には、原則として指定管理者を再度指定することが必要となり、議会での議決を要することとなる。

しかし、法人の名称のみが変更された場合や、旧民法第34条に基づく社団法人又は財団法人が、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づく公益法人となった際に、法人としての「同一性」が保持されている場合には、再度の指定は不要であると考えられる。